

昭和二十五年九月 中官報目録

自第七〇九三号 至第七一七号

凡例

委任及び職令以下の各記事欄は摘要
公文件名の上の数字は番号
姓名の下の数字は頁数は頁数、下段は日
頁数の部号外の左側の()内の数字は号外

政令

- 二八二 科学技術行政協議会 本務局令 一
- 二八三 職災復興土地区画整理施行地区内建築制限令申改正 二
- 二八四 度量衡法施行令申改正 101
- 二八五 教職員の除去、就職禁止等に關する政令申改正 二七九
- 二八六 社務等登録法施行令申改正 二七九
- 二八七 船舶公団解散令申改正 二七九
- 二八八 自作農の創設に關する政令制定、自作農創設特別措置特別令計法申改正 二七二
- 二八九 食糧管理法施行令申改正 二八二
- 二九〇 解散団体の財産の管理及び処分等に關する政令申改正 二八二
- 二九一 予算決算及び会計令申改正 二八〇
- 二九二 国外居住外国人等に對する債務の弁済の爲めにする供託の特例に關する政令申改正 二八〇
- 二九三 図書館法施行令 二八〇
- 二九四 連合国人工業所有権譲渡指掌令申改正 二七三

府令

- 二九五 出入国管理庁設置令制定 行政機關職員 三六〇
- 二九六 在外公館等借入金整理辦法審査会法施行令申改正 三六〇
- 二九七 公職に關する就職禁止、退職等に關する勅令申改正 三六〇
- 二九八 政府職員の特殊勤務手當に關する政令申改正 三六〇
- 二九九 商品取引所法施行令申改正 取引所令陸 三六〇
- 三〇〇 國家總動員法及び戰時緊急措置法を廃止する法律申改正 三六〇

條約

- 一 千八百九十年七月五日ブラッセルで署名された關稅表行爲のための國際連合の設立に關する條約、關稅表行爲のための國際事務當局を設立する條約の実施規則及び署名證書を修正する議定書 三六〇

總理府職員定數規程申改正

- 三五 總理府職員定數規程申改正 三六〇
- 三六 特別調停庁設置法附則第八項の規定に基く特別調停局の連絡事務所の名称等を定める總理府令申改正 三六〇
- 三七 不動產登記の總務職員を指定する總理府令制定 不動產の登記の件關し陸官吏指定の廃止 二六二
- 三八 昭和二十五年事業所統計調査の停止に關する總理府令 三六三
- 三九 寒冷地手当及び石炭手当支給規程申改正 三六〇

法務府

- 一〇七 法務局及び地方法務局の支局及び出張所設置規則申改正 三六二
- 一〇八 組合登記取扱手続中改正 三六二
- 一〇九 組合ニ關スル登記事務ノ取扱所ニ關スル件申改正 三六七
- 一一〇 法務局及び地方法務局の支局及び出張所設置規則申改正 三六二
- 一一一 監獄法施行規則申改正 三六三
- 一一二 法務局及び地方法務局の支局及び出張所設置規則申改正 三六三
- 一一三 同右 三六三

省令

- 二二四 同右 三六三
- 二二五 同右規則申改正 三六三
- 二二六 法務局及び地方法務局の支局及び出張所設置規則申改正 三六三
- 二二七 同右規則申改正 三六三
- 二二八 法務府組織規程申改正 三六三
- 二二九 法務府職員定數規程申改正 三六三

府令

- 一 總理府、法務府、文部省、厚生省、農林省、厚生省、郵政省、電傳通信省、警察省、警備省、消防省、労働省、建設省、逓信省、大藏省、社務等登録法施行規則申改正 三六三
- 二 国外居住外国人等に對する債務の弁済の爲めにする供託の特例に關する政令の施行に關する令申改正 三六三

省令

- 一一 外務省組織規程申改正 三六三
- 二二 外國人登録令施行規則申改正 同
- 二三 北緯三十度以南の西諸島に本籍を有する者の渡航禁止に關する臨時指掌令施行規則申改正 同
- 二四 大藏省 逓信省共済組合に關する權利義務の承継に關する省令、農林省 農地對価等臨時規則申改正 三六三
- 二五 農業者風業法施行規則申改正 三六三
- 二六 文部省 文部省組織規程申改正 三六三
- 二七 文部省 文部省組織規程申改正 三六三
- 二八 文部省 文部省組織規程申改正 三六三
- 二九 文部省 文部省組織規程申改正 三六三
- 三〇 文部省 文部省組織規程申改正 三六三
- 三一 文部省 文部省組織規程申改正 三六三
- 三二 文部省 文部省組織規程申改正 三六三
- 三三 文部省 文部省組織規程申改正 三六三
- 三四 文部省 文部省組織規程申改正 三六三
- 三五 文部省 文部省組織規程申改正 三六三
- 三六 文部省 文部省組織規程申改正 三六三
- 三七 文部省 文部省組織規程申改正 三六三
- 三八 文部省 文部省組織規程申改正 三六三
- 三九 文部省 文部省組織規程申改正 三六三
- 四〇 文部省 文部省組織規程申改正 三六三
- 四一 文部省 文部省組織規程申改正 三六三
- 四二 文部省 文部省組織規程申改正 三六三
- 四三 文部省 文部省組織規程申改正 三六三
- 四四 文部省 文部省組織規程申改正 三六三
- 四五 文部省 文部省組織規程申改正 三六三
- 四六 文部省 文部省組織規程申改正 三六三
- 四七 文部省 文部省組織規程申改正 三六三
- 四八 文部省 文部省組織規程申改正 三六三
- 四九 文部省 文部省組織規程申改正 三六三
- 五〇 文部省 文部省組織規程申改正 三六三
- 五一 文部省 文部省組織規程申改正 三六三

- 五二 狂犬予防法施行規則 三三三
- 五三 抗菌性物質規制令
質検査定期廃止 三三三
厚生省組織規程中改正 三五五
- 農林省
一〇〇 家畜伝染病予防法の
一部を午の施行性感
目に適用する省令 四四
- 一〇一 飼育管理法施行規則
中改正 一六二
- 一〇二 飲食衛生臨時規程法
施行規則中改正 一六九
- 一〇三 犬の輸出入検査規則
制定 家畜伝染病予
防法施行規則中改正 一六六
- 一〇四 國營馬場実施規則中
改正 三六六
- 一〇五 農業災害補償法施行
規則中改正 三五〇
- 一〇六 小型捕鯨業取締規則
中改正 一七〇
- 一〇七 國營牧場における勝
里野獲の臨時特例
に関する省令 三八六
- 一〇八 狩猟法施行規則制
定 旧件等廃止 (身外志)
(三三)
- 農林省 運輸省
五 食糧管理法施行規則
中改正 一七五
- 通商産業省
七二 保安救護員国家試
験規則制定 金屬鉱
山等保安規則等中改
正 一七六
- 七三 中小企業石油産業
勵金交付規則廃止 (身外志)
(三九)
- 二七六 労働力調査票及び勞
働力調査就業時間記
録

- 七四 衣料品配給規則中改
正 一七〇
- 七五 阿右規則の一部施行
停止に関する省令 一七〇
- 七六 衣料切替規則の右同
連合個人商賈戦後指
導令施行規則中改正 一七〇
- 運輸省
六八 造船関係の工場、事
業場等の管理に關す
る件の中改正 一三九
- 六九 港則法施行規則中改
正 一三二
- 七〇 船舶用外地産石油
製品取扱規則 一三九
- 七一 船舶職員法施行細則
等中改正 一七〇
- 七二 運課大臣の主管に關
する公益法人の設立
及び監督に関する規
則中改正 一七〇
- 電気通信省
一一 海外に発着する電報
及び電話通話の取扱
制限に関する省令制
定 旧件廃止 一一
- 一四 電気通信省所管不動
産登記の略記に關す
る件の中改正 二二
- 一五 同船隻登記略記に
関する件の中改正 二二
- 一六 電気通信省組織規程
中改正 二二
- 一七 電気通信省職員定数
規程中改正 二二
- 労働省
二七 労働者災害補償保險
法の適用を受ける事
業であつての沖繩にお
ける無縁設備の操作の

- 省令
三四 建設省組織規程中改
正 七六
- 通商産業省、経済安全本部
一六 電気需給調整規則中
改正 一八〇
- 郵政省、経済安全本部
九 外国郵便料金規則中
改正 一八〇
- 電気通信省、経済安全本部
二 國際電報規則制定 一八〇
- 三 國際無線電報規則制
定 外國無線電報規則
則廢止 一八〇
- 本部令
二〇 經濟安定本部
經濟安定本部組織規
程中改正 一一
- 人事院
二一 人事院事務総局の
組織に関する件の中改
正 一〇〇
- 六〇 職權及び職級の決
定及び公表に関する
件 一七三
- 地方財政委員会
六 地方団体に交付すべ
き昭和二十五年度分
の地方財政平復交付
金の仮決定額の算定
に関する規則 (身外志)
(二二)
- 外國為替管理委員会
外國為替管理委員会
事務局組織規程中改
正 一一
- 特別預金勘定の整理
に関する規則中改正 一〇八
- 關稅局(放送局を除
く)の開設の根本的
基準 一〇二
- 証券取引委員会
有価証券の募集又は
売上の届出等に関す
る規則中改正 一〇二
- 文化財保護委員会
文化財保護委員会事
務局組織規程 一〇三
- 文化財保護法第百十
五條第四項又は第八
項の規定による届出
書又は通知書に記載
すべき事項を定める
規則 一〇三

- 二五〇 供託事務を取り扱う
地方裁判所出願所の
●告示
二五八 町 〇〇の境界変更(実城
町)
二五九 町 〇〇の境界変更(新
古河市設置
町村の境界変更(新
高島町)
二六一 市 〇〇の設置分合(福
井県)
二六二 村を町とする処分
(奈良県伏見町)
二六三 村の境界変更(広島
県)
二六四 連合國財産の返還又
は引渡命令
二六五 町村の境界変更(山
形県)
二六六 町右前島島
二六七 町右山梨島
二六八 連合國財産の返還命
令
二六九 町村の境界変更(靜
岡県)
二七〇 村を町とする処分
(広島県廿町)
二七一 村の境界変更(鹿児島
島)
二七二 特定財産の管理解除
二七三 郡の区域変更(岐阜
県)
二七四 連合國財産の返還命
令
二七五 茨城県選出の参議院
議員の補欠選挙に關
する事項に該當する
者でない旨の確認を
求むべき期日指定

- 法務省、大藏省
二七六 社債等登録法施行令
二七六 電力法施行規則による
無縁設備の操作の

七三 中小企業石油補助
労働力調査費及び労
働力調査就業時間記
入票の様式中改正
適合国財産の返還命
令
四九六元

法の適用を受ける事
業であつて沖縄にお
ける

六 地方団体に交付すべ
き昭和二十五年年度分
の

規則
一五〇
二四〇元

求むべき期日指定
一五四元

二七六 労働力調査費及び労
働力調査就業時間記
入票の様式中改正
適合国財産の返還命
令
四九六元

二四 電波法施行規則によ
る無線設備の操作の
範圍等
二二
二五 電波法による無線局
承認
四四
二六 同右
四四
二七 日本放送協会の放送
受信規約認可
七六
二八 無線従事者国家試験
及び免許規則による
臨時試験施行
規程第十三條による
聴取契約の相手方た
る放送無線電話施設
者の件等廃止
二五八

三〇 日本放送協会新潟放
送局赤塚放送所固定
局の右同
二四八
三一 同放送局新潟演藝所
固定局の右同
二四九
三二 無線局免許手続規則
による無線局承認
二八〇
三三 同右
二八〇
三四 同右
二八〇
三五 無線従事者国家試験
及び免許規則による
定期个月期試験施
行
三六三
三六 無線局免許手続規則
による無線局免許
三六三
三七 同右
三五九
三八 同右規則による無線
局承認
三五九
三九 同右
三五九
四〇 同右
三五九

一五〇 供託事務を取り扱う
地方事務所出張所の
指定等
二四〇
一五一 日本国警備隊者
同右
二四〇
一五二 同右
二四〇
一五三 同右
二四〇
一五四 同右
二四〇
一五五 同右
二四〇
一五六 同右
二四〇
一五七 同右
二四〇
一五八 同右
二四〇

●法務府、大藏省
三三 社債等登録法施行令
第一條第二項第二号
但書の会社指定
二五
三三 同令第一條第一項の
会社等の指定に関す
る告示中改正
一五九
三四 同令第一條第一項第
一号但書の社債指定
二五九
●法務府、運輸省
一 鉄道公安委員の指名
に関する告示
七七一
●外務省、大藏省
一三 千八百九十年七月五
日ブラフターで署名
された開稅裁判行の
ための國際連合の設
立に関する條約等に
對する日本国の承認
書が受理された旨の
在本邦ベルギー国外
交使節團からの通告
(別紙)
一四 同右條約等について
ベルギー国政府が日
本国政府に對し通告
してきた加入国及び
加入日附
同
一五 在外会社の特殊整理
人改任
二七
一六 旧日本占領地域に本
店を有する法人指定
二七
一七 在外会社の特殊整理
人選任
二七
一八 旧日本占領地域に本
店を有する法人指定
二七
一九 在外会社の特殊整理
人選任
二七

●全國選挙管理委員會
一九 政党、協会その他の
団体の收支に関する
報告書要旨
三七六

一九 放送用私設無線電話
規則第十三條による
聴取契約の相手方た
る放送無線電話施設
者の件等廃止
二五八

一五九 日本国警備隊者
同右
一六〇 同右
一六一 同右
一六二 同右
一六三 同右
一六四 船化の件許可
一六五 日本国警備隊者
同右
一六六 同右
一六七 女子を收容する刑務
所の少年を收容する
区内の特に区別し
た場所を女子の特別
少年院に充てること
に関する告示中改正
四〇元

一五九 日本国警備隊者
同右
一六〇 同右
一六一 同右
一六二 同右
一六三 同右
一六四 船化の件許可
一六五 日本国警備隊者
同右
一六六 同右
一六七 女子を收容する刑務
所の少年を收容する
区内の特に区別し
た場所を女子の特別
少年院に充てること
に関する告示中改正
四〇元

●法務府、大藏省
一三 千八百九十年七月五
日ブラフターで署名
された開稅裁判行の
ための國際連合の設
立に関する條約等に
對する日本国の承認
書が受理された旨の
在本邦ベルギー国外
交使節團からの通告
(別紙)
一四 同右條約等について
ベルギー国政府が日
本国政府に對し通告
してきた加入国及び
加入日附
同
一五 在外会社の特殊整理
人改任
二七
一六 旧日本占領地域に本
店を有する法人指定
二七
一七 在外会社の特殊整理
人選任
二七
一八 旧日本占領地域に本
店を有する法人指定
二七
一九 在外会社の特殊整理
人選任
二七

●地方財政委員會
一四 自転車競走を行うこ
とのできる市及び村
指定(鎌山市等)
二一
一五 自転車競走を行うこ
とのできる市指定
とのできる市指定
(新岡崎市)
二一
一六 同右(平市)
二一
一七 同右(岡山市)
二一
一八 同町指定(犬山町等)
二一
一九 同町指定(平塚市)
二一
二〇 同右(丸亀市等)
二一
二一 同右(碧南市)
二一
二二 同町指定(志度町等)
二一
二三 同町指定(三十八八十
九條第一項第一号の
償却費取指指定
一〇二
二四 同第二号の固定資産
のうち鉄道又は軌道
についで指定
一〇二
二五 地方競馬を行うこと
のできる市指定(延
岡市)
一〇二

二〇 無線局の周波数の測
定を電波監理委員
に委託する場合の手
技料等
二五九
二一 電波法による無線局
免許
二五九
二二 同右
二五九
二三 無線局免許手続規則
による無線局免許
二五九
二四 同右
二五九
二五 同右
二五九
二六 同右
二五九
二七 電波監理委員會に出
頭を求められた参考
人への日当及び宿泊料
の額指定
二五九
二八 日本放送協会松江放
送局出張放送所固定
局の周波数指定等
三三六
二九 同放送局松江演藝所
固定局の周波数の指
定変更等
三三六

●法務府
一四四 山形県山口村役場の
保存していた除籍簿
等滅失
二二
一四五 日本国警備隊者
同右
二二
一四六 地方事務所北見
支局等に勤務する法
務府事務官の公証事
務の取扱廃止
一〇八
一四七 新潟県水原村役場が
保存していた原戸籍
簿等の一部が滅失し
たから再製のため手
続を要する者
二二
一四八 団体等規程令による
団体指定
二二
一四九 覚書該当事者に準じ公
職より除去されるも
の指定
二二

一五九 日本国警備隊者
同右
一六〇 同右
一六一 同右
一六二 同右
一六三 同右
一六四 船化の件許可
一六五 日本国警備隊者
同右
一六六 同右
一六七 女子を收容する刑務
所の少年を收容する
区内の特に区別し
た場所を女子の特別
少年院に充てること
に関する告示中改正
四〇元

●法務府、大藏省
一三 千八百九十年七月五
日ブラフターで署名
された開稅裁判行の
ための國際連合の設
立に関する條約等に
對する日本国の承認
書が受理された旨の
在本邦ベルギー国外
交使節團からの通告
(別紙)
一四 同右條約等について
ベルギー国政府が日
本国政府に對し通告
してきた加入国及び
加入日附
同
一五 在外会社の特殊整理
人改任
二七
一六 旧日本占領地域に本
店を有する法人指定
二七
一七 在外会社の特殊整理
人選任
二七
一八 旧日本占領地域に本
店を有する法人指定
二七
一九 在外会社の特殊整理
人選任
二七

●外國為替管理委員會
五 昭和二十五年外國為
替管理委員會告示第
一号中改正
三七
●電波監理委員會
一三 海上保安庁の無線設
備の変更工事承認
二

二八 無線局免許手続規則
による無線局免許
二五九
二九 同右
二五九
三〇 同右
二五九
三一 同右
二五九
三二 同右
二五九
三三 同右
二五九
三四 同右
二五九
三五 同右
二五九
三六 同右
二五九
三七 同右
二五九
三八 同右
二五九
三九 同右
二五九
四〇 同右
二五九

●法務府
一四四 山形県山口村役場の
保存していた除籍簿
等滅失
二二
一四五 日本国警備隊者
同右
二二
一四六 地方事務所北見
支局等に勤務する法
務府事務官の公証事
務の取扱廃止
一〇八
一四七 新潟県水原村役場が
保存していた原戸籍
簿等の一部が滅失し
たから再製のため手
続を要する者
二二
一四八 団体等規程令による
団体指定
二二
一四九 覚書該当事者に準じ公
職より除去されるも
の指定
二二

一五九 日本国警備隊者
同右
一六〇 同右
一六一 同右
一六二 同右
一六三 同右
一六四 船化の件許可
一六五 日本国警備隊者
同右
一六六 同右
一六七 女子を收容する刑務
所の少年を收容する
区内の特に区別し
た場所を女子の特別
少年院に充てること
に関する告示中改正
四〇元

●法務府、大藏省
一三 千八百九十年七月五
日ブラフターで署名
された開稅裁判行の
ための國際連合の設
立に関する條約等に
對する日本国の承認
書が受理された旨の
在本邦ベルギー国外
交使節團からの通告
(別紙)
一四 同右條約等について
ベルギー国政府が日
本国政府に對し通告
してきた加入国及び
加入日附
同
一五 在外会社の特殊整理
人改任
二七
一六 旧日本占領地域に本
店を有する法人指定
二七
一七 在外会社の特殊整理
人選任
二七
一八 旧日本占領地域に本
店を有する法人指定
二七
一九 在外会社の特殊整理
人選任
二七

●全國選挙管理委員會
一九 政党、協会その他の
団体の收支に関する
報告書要旨
三七六

一九 放送用私設無線電話
規則第十三條による
聴取契約の相手方た
る放送無線電話施設
者の件等廃止
二五八

一五九 日本国警備隊者
同右
一六〇 同右
一六一 同右
一六二 同右
一六三 同右
一六四 船化の件許可
一六五 日本国警備隊者
同右
一六六 同右
一六七 女子を收容する刑務
所の少年を收容する
区内の特に区別し
た場所を女子の特別
少年院に充てること
に関する告示中改正
四〇元

一五九 日本国警備隊者
同右
一六〇 同右
一六一 同右
一六二 同右
一六三 同右
一六四 船化の件許可
一六五 日本国警備隊者
同右
一六六 同右
一六七 女子を收容する刑務
所の少年を收容する
区内の特に区別し
た場所を女子の特別
少年院に充てること
に関する告示中改正
四〇元

●法務府、大藏省
一三 千八百九十年七月五
日ブラフターで署名
された開稅裁判行の
ための國際連合の設
立に関する條約等に
對する日本国の承認
書が受理された旨の
在本邦ベルギー国外
交使節團からの通告
(別紙)
一四 同右條約等について
ベルギー国政府が日
本国政府に對し通告
してきた加入国及び
加入日附
同
一五 在外会社の特殊整理
人改任
二七
一六 旧日本占領地域に本
店を有する法人指定
二七
一七 在外会社の特殊整理
人選任
二七
一八 旧日本占領地域に本
店を有する法人指定
二七
一九 在外会社の特殊整理
人選任
二七

●地方財政委員會
一四 自転車競走を行うこ
とのできる市及び村
指定(鎌山市等)
二一
一五 自転車競走を行うこ
とのできる市指定
とのできる市指定
(新岡崎市)
二一
一六 同右(平市)
二一
一七 同右(岡山市)
二一
一八 同町指定(犬山町等)
二一
一九 同町指定(平塚市)
二一
二〇 同右(丸亀市等)
二一
二一 同右(碧南市)
二一
二二 同町指定(志度町等)
二一
二三 同町指定(三十八八十
九條第一項第一号の
償却費取指指定
一〇二
二四 同第二号の固定資産
のうち鉄道又は軌道
についで指定
一〇二
二五 地方競馬を行うこと
のできる市指定(延
岡市)
一〇二

二〇 無線局の周波数の測
定を電波監理委員
に委託する場合の手
技料等
二五九
二一 電波法による無線局
免許
二五九
二二 同右
二五九
二三 無線局免許手続規則
による無線局免許
二五九
二四 同右
二五九
二五 同右
二五九
二六 同右
二五九
二七 電波監理委員會に出
頭を求められた参考
人への日当及び宿泊料
の額指定
二五九
二八 日本放送協会松江放
送局出張放送所固定
局の周波数指定等
三三六
二九 同放送局松江演藝所
固定局の周波数の指
定変更等
三三六

●法務府
一四四 山形県山口村役場の
保存していた除籍簿
等滅失
二二
一四五 日本国警備隊者
同右
二二
一四六 地方事務所北見
支局等に勤務する法
務府事務官の公証事
務の取扱廃止
一〇八
一四七 新潟県水原村役場が
保存していた原戸籍
簿等の一部が滅失し
たから再製のため手
続を要する者
二二
一四八 団体等規程令による
団体指定
二二
一四九 覚書該当事者に準じ公
職より除去されるも
の指定
二二

一五九 日本国警備隊者
同右
一六〇 同右
一六一 同右
一六二 同右
一六三 同右
一六四 船化の件許可
一六五 日本国警備隊者
同右
一六六 同右
一六七 女子を收容する刑務
所の少年を收容する
区内の特に区別し
た場所を女子の特別
少年院に充てること
に関する告示中改正
四〇元

●法務府、大藏省
一三 千八百九十年七月五
日ブラフターで署名
された開稅裁判行の
ための國際連合の設
立に関する條約等に
對する日本国の承認
書が受理された旨の
在本邦ベルギー国外
交使節團からの通告
(別紙)
一四 同右條約等について
ベルギー国政府が日
本国政府に對し通告
してきた加入国及び
加入日附
同
一五 在外会社の特殊整理
人改任
二七
一六 旧日本占領地域に本
店を有する法人指定
二七
一七 在外会社の特殊整理
人選任
二七
一八 旧日本占領地域に本
店を有する法人指定
二七
一九 在外会社の特殊整理
人選任
二七

●外國為替管理委員會
五 昭和二十五年外國為
替管理委員會告示第
一号中改正
三七
●電波監理委員會
一三 海上保安庁の無線設
備の変更工事承認
二

二八 無線局免許手続規則
による無線局免許
二五九
二九 同右
二五九
三〇 同右
二五九
三一 同右
二五九
三二 同右
二五九
三三 同右
二五九
三四 同右
二五九
三五 同右
二五九
三六 同右
二五九
三七 同右
二五九
三八 同右
二五九
三九 同右
二五九
四〇 同右
二五九

●法務府
一四四 山形県山口村役場の
保存していた除籍簿
等滅失
二二
一四五 日本国警備隊者
同右
二二
一四六 地方事務所北見
支局等に勤務する法
務府事務官の公証事
務の取扱廃止
一〇八
一四七 新潟県水原村役場が
保存していた原戸籍
簿等の一部が滅失し
たから再製のため手
続を要する者
二二
一四八 団体等規程令による
団体指定
二二
一四九 覚書該当事者に準じ公
職より除去されるも
の指定
二二

一五九 日本国警備隊者
同右
一六〇 同右
一六一 同右
一六二 同右
一六三 同右
一六四 船化の件許可
一六五 日本国警備隊者
同右
一六六 同右
一六七 女子を收容する刑務
所の少年を收容する
区内の特に区別し
た場所を女子の特別
少年院に充てること
に関する告示中改正
四〇元

●法務府、大藏省
一三 千八百九十年七月五
日ブラフターで署名
された開稅裁判行の
ための國際連合の設
立に関する條約等に
對する日本国の承認
書が受理された旨の
在本邦ベルギー国外
交使節團からの通告
(別紙)
一四 同右條約等について
ベルギー国政府が日
本国政府に對し通告
してきた加入国及び
加入日附
同
一五 在外会社の特殊整理
人改任
二七
一六 旧日本占領地域に本
店を有する法人指定
二七
一七 在外会社の特殊整理
人選任
二七
一八 旧日本占領地域に本
店を有する法人指定
二七
一九 在外会社の特殊整理
人選任
二七

●全國選挙管理委員會
一九 政党、協会その他の
団体の收支に関する
報告書要旨
三七六

一九 放送用私設無線電話
規則第十三條による
聴取契約の相手方た
る放送無線電話施設
者の件等廃止
二五八

一五九 日本国警備隊者
同右
一六〇 同右
一六一 同右
一六二 同右
一六三 同右
一六四 船化の件許可
一六五 日本国警備隊者
同右
一六六 同右
一六七 女子を收容する刑務
所の少年を收容する
区内の特に区別し
た場所を女子の特別
少年院に充てること
に関する告示中改正
四〇元

一五九 日本国警備隊者
同右
一六〇 同右
一六一 同右
一六二 同右
一六三 同右
一六四 船化の件許可
一六五 日本国警備隊者
同右
一六六 同右
一六七 女子を收容する刑務
所の少年を收容する
区内の特に区別し
た場所を女子の特別
少年院に充てること
に関する告示中改正
四〇元

●法務府、大藏省
一三 千八百九十年七月五
日ブラフターで署名
された開稅裁判行の
ための國際連合の設
立に関する條約等に
對する日本国の承認
書が受理された旨の
在本邦ベルギー国外
交使節團からの通告
(別紙)
一四 同右條約等について
ベルギー国政府が日
本国政府に對し通告
してきた加入国及び
加入日附
同
一五 在外会社の特殊整理
人改任
二七
一六 旧日本占領地域に本
店を有する法人指定
二七
一七 在外会社の特殊整理
人選任
二七
一八 旧日本占領地域に本
店を有する法人指定
二七
一九 在外会社の特殊整理
人選任
二七

●地方財政委員會
一四 自転車競走を行うこ
とのできる市及び村
指定(鎌山市等)
二一
一五 自転車競走を行うこ
とのできる市指定
とのできる市指定
(新岡崎市)
二一
一六 同右(平市)
二一
一七 同右(岡山市)
二一
一八 同町指定(犬山町等)
二一
一九 同町指定(平塚市)
二一
二〇 同右(丸亀市等)
二一
二一 同右(碧南市)
二一
二二 同町指定(志度町等)
二一
二三 同町指定(三十八八十
九條第一項第一号の
償却費取指指定
一〇二
二四 同第二号の固定資産
のうち鉄道又は軌道
についで指定
一〇二
二五 地方競馬を行うこと
のできる市指定(延
岡市)
一〇二

二〇 無線局の周波数の測
定を電波監理委員
に委託する場合の手
技料等
二五九
二一 電波法による無線局
免許
二五九
二二 同右
二五九
二三 無線局免許手続規則
による無線局免許
二五九
二四 同右
二五九
二五 同右
二五九
二六 同右
二五九
二七 電波監理委員會に出
頭を求められた参考
人への日当及び宿泊料
の額指定
二五九
二八 日本放送協会松江放
送局出張放送所固定
局の周波数指定等
三三六
二九 同放送局松江演藝所
固定局の周波数の指
定変更等
三三六

●法務府
一四四 山形県山口村役場の
保存していた除籍簿
等滅失
二二
一四五 日本国警備隊者
同右
二二
一四六 地方事務所北見
支局等に勤務する法
務府事務官の公証事
務の取扱廃止
一〇八
一四七 新潟県水原村役場が
保存していた原戸籍
簿等の一部が滅失し
たから再製のため手
続を要する者
二二
一四八 団体等規程令による
団体指定
二二
一四九 覚書該当事者に準じ公
職より除去されるも
の指定
二二

一五九 日本国警備隊者
同右
一六〇 同右
一六一 同右
一六二 同右
一六三 同右
一六四 船化の件許可
一六五 日本国警備隊者
同右
一六六 同右
一六七 女子を收容する刑務
所の少年を收容する
区内の特に区別し
た場所を女子の特別
少年院に充てること
に関する告示中改正
四〇元

●法務府、大藏省
一三 千八百九十年七月五
日ブラフターで署名
された開稅裁判行の
ための國際連合の設
立に関する條約等に
對する日本国の承認
書が受理された旨の
在本邦ベルギー国外
交使節團からの通告
(別紙)
一四 同右條約等について
ベルギー国政府が日
本国政府に對し通告
してきた加入国及び
加入日附
同
一五 在外会社の特殊整理
人改任
二七
一六 旧日本占領地域に本
店を有する法人指定
二七
一七 在外会社の特殊整理
人選任
二七
一八 旧日本占領地域に本
店を有する法人指定
二七
一九 在外会社の特殊整理
人選任
二七

八三〇	八日市信用組合割増金の細目等	八四七	第六回芝浦信用組合定期貯金の細目等	八六〇	第六回東邦五洲定期貯金の細目等	八七五	第二回大津市信用組合定期貯金の細目等	八九一	興産無償第五回興産定期貯金の細目等
八三一	長崎興業協業たばこ供出割増金附定期貯金の細目等	八四八	外国為替業者を管む銀行を認めた告示	八六一	伏木信用組合割増金附準定期貯金の細目等	八七六	三島信用組合割増金附伏見定期貯金の細目等	八九二	会津若松信組第二回日の出割増金附定期貯金の細目等
八三二	割増金附定期預金第八回朝鮮割増預金の細目等	八四九	同右	八六二	坂城町農協新築記念定期貯金の細目等	八七七	高橋信用組合割増金附平定期貯金の細目等	八九三	羽後銀行第三回割引定期貯金の細目等
八三三	秋田無償支店開設記念第二回割増金附定期貯金の細目等	八五〇	同右	八六三	ニホ定期貯金の細目等	八七八	北海道農産物花見定期貯金の細目等	八九四	前山村農協當座定期貯金の細目等
八三四	大坂市長と連合田人との間に貸付借契約を締結することの命令	八五一	延岡信用組合割増金附平定期貯金の細目等	八六四	青森信用組合割増金附定期貯金の細目等	八七九	第二回神戸信用組合えびす定期貯金の細目等	八九五	丹波市町農協久美愛定期貯金の細目等
八三五	長谷川操太郎と連合田人ととの間に右同	八五二	北海漁業盛せくら定期貯金の細目等	八六五	伏見信用組合第三回ラッキー定期貯金の細目等	八八〇	鷹沼相互信用組合割増金附平定期貯金の細目等	八九六	新居浜信用組合割増金附定期貯金の細目等
八三六	連合田財産の返還命令	八五三	北海漁業盛せくら定期貯金の細目等	八六六	新宿信用組合割増金附新進定期貯金の細目等	八八一	同組合割増金附たのしみ定期貯金の細目等	八九七	西日本無償第一回ニホ定期貯金の細目等
八三七	野口雙子と連合田人との間に売買の予約を締結することの命令	八五四	唐津信用組合割増金附平定期貯金の細目等	八六七	井萩信用組合割増金附第一回幸運定期貯金の細目等	八八二	第七号北洋無償ホーマー定期貯金の細目等	八九八	第二回宮田農協定期貯金の細目等
八三八	西村弘一と連合田人との間に右同	八五五	本莊信用組合第一回割増金附定期貯金の細目等	八六八	岡山市市民信用組合割増金附第一回定期貯金の細目等	八八三	連合田財産の引渡命令	九〇〇	鏡川銀行第五回大福定期貯金の細目等
八三九	右二子間と貸付借契約を締結することの命令	八五六	飯田信用組合第三回割増金附ニコニコ定期貯金の細目	八六九	第四回岡山農協割増金附定期貯金の細目等	八八四	連合田財産管理人解任令	九〇一	山形興業協会の定期貯金の細目等
八四〇	同右	八五七	外貨証券を日本銀行に登録すべき居住者の義務を免除する場合の命令	八七〇	日本無償第九回宝来定期貯金の細目等	八八五	連合田財産の返還命令	九〇二	蒲郡信用組合ニコニコ定期貯金の細目等
八四一	連合田財産の引渡命令	八五八	本邦証券をもって表示される証券を登録すべき非居住者の義務を免除する場合の命令	八七一	鳴門信用組合割増金附ニコニコ定期貯金の細目等	八八六	同右の引渡命令	九〇三	新潟県信用組合割増金附ところごと定期貯金の細目
八四二	連合田財産管理人解任令	八五九	外国為替管理令第十一條第一項の大蔵大臣の許可を受けないで支拂の差違をすることができるときの場合の命令	八七二	第四回東京都信用組合金貨定期貯金の細目等	八八七	外国為替管理令により大蔵大臣の許可を受けないで支拂等ができる場合の命令	九〇四	川崎市信用組合割増金附定期貯金の細目
八四三	連合田財産の返還命令	八六〇	同右	八七三	第六回東銀特貸定期貯金の細目等	八八九	三徳無償割増定期貯金の細目等	九〇五	酒類販売業者指定の告示中改正
八四四	同右の引渡命令	八六一	同右	八七四	第一回大津市信用組合定期貯金の細目	八九〇	網走信用組合第三回割増金附たのしみ定期貯金の細目	九〇六	資産再評価の申告書提出しなければならない者の提出期限を延長する地域

二四	酒類販賣業者指定の告示中改正	三六八	二四一	健康保険法及船員保険法ノ規定ニ依ル療養ニ要スル費用ノ額ノ算定方法中改正	三六〇	二六五	家畜衛生講習会規程に基ク総合講習会開催	三一	二八一	専用漁業権存続期間の更新免許	二六二
四七	教育部省医学又は歯学の学部を設テ大学の入学に關シ指定する件	三六二	二四二	第九回師範国家試験を施行する場所等	三六〇	二六六	木炭の規格証票の様式及び表示の方法	三一	二八三	漁港及び復旧費補助金交付規程設定 旧件廃止	二七五
四八	国立自然教育園の職員の新務時間の特例に關する規程	三六二	二四三	生活保護法による医療機関指定	三六〇	二六七	農具依頼検査規程中改正	六	二八四	件廃止	二七五
四九	千葉医科大学等の設置認可	三六七	二四四	児童福祉法施行令に於テ保母養成施設指定	三六〇	二六八	漁港修築費負担金交付規程中改正	七	二八四	復旧事業費田原補助の暫定措置に關する法律施行規則に基ク災害復旧事業計画概要書等の様式	二七五
五〇	関西大学大学院等の設置認可	三六七	二四五	黄科衛生士法による黄科衛生士養成所指定	三六〇	二七一	主要食糧検査令施行規則による検査規程中改正	六	二八五	乾しに及ばざるの規格証票の様式及び表示の方法	二七五
五一	東邦大学の学部の増設認可	三六七	二四六	同右	三六〇	二七二	保安林編入(神岡町)	七	二八六	昭和二十五年年度におけるさんま漁業の禁止期間の終期指定	二七五
五二	慶応義塾大学等の通信教育部の設置認可	三六七	二四七	足利銀行健康保険組合の設立認可	三六〇	二七三	肥料登録と登録票交付	六	二八七	昭和二十五年農林省告示第二百四十四号中改正	二七五
五三	都府県等の教育委員会の委員の立候補に於テ届出又は推薦届出をしようとする者が調査表を提出すべき期日	三六七	二四八	日本重工業古巻健康保険組合たる事務所廃止	三六〇	二七四	柿南青虫虫防除機具貸付規則による運約金の額	七	二八八	乾製水産物等の規格証票の様式及び表示の方法	二七五
五四	札幌短期大学等の設置認可	三六九	二四九	北陸道健康保険組合の設立認可	三六〇	二七五	肥料登録と登録票交付	七	二八九	肥料登録と登録票交付	二七五
五五	長野短期大学等の設置認可	三六九	二五〇	北海道健康保険組合の設立認可	三六〇	二七六	木炭の日本農林規格第三條第三項等の都道府県及びその適用範圍	九	二九〇	油糧糧給調整規則別表第一の甲の二に基いて桐葉油指定	二七五
五六	財団法人日本英語教育協会の通信教育の認定廃止	三七三	二五一	東洋製糖健康保険組合たる事務所廃止	三六〇	二七七	農地調整法第九條ノ第三項各号に掲げる小作料の額に代る小作料の額	二	二九一	昭和二十五年農林省告示第二百九十七号中改正	二七五
五七	同協会の通信教育認定	三七三	二五二	倉前健康保険組合たる事務所の所在地変更	三六〇	二七八	農林省告示第二百九十七号中改正	二	二九二	專用漁業の免許	二七五
五八	公立学校共済組合連合會規程中改正	三九三	二五三	日光国立公園の区域追加指定	三六三	二七九	林業施設補助金交付規程中改正	二	二九三	マンガを捕獲することのできる期間	二七五
一	文部省電波監理委員會電波電波(標準周波数)を放射し、並びに標準秒報時及び電波警報を通報する方法設定 旧件廃止	三九三	二五四	麻呂取船官の駐在位置に關する作中改正	三六三	二八〇	北海道等に置かれる漁業権備置委員会委員の定数	二	二九四	ひげ鮎をとることができたる期間設定 昭和二十四年農林省告示	二七五
		三九三	二五五	千葉銀行健康保険組合の設立認可	三六三	二八一		二			
		三九三	二五六	農林省漁業に從事することができたる動力漁船の総トン数の数量限度	三六一	二八二		二			

示第百二十六号

示第百二十六号

優先的に採用される

運輸審議会の決定

船舶職員試験を定期

二一〇	合東証券の発行許可	四三三	二七九	図案文字挿入通信	四七五	二九八	田辺郵便局保険分室	四〇六	二〇八	横浜無線電報取扱所	四三三	二三三	無線標識局の指定の	四三三
二一一	図案鑑光ホテル整備	四八〇	二八〇	日附印使用の件に追	四七五	二九九	新開通間を記念して	四〇六	二〇九	高熱電報局内町分室	四〇八	二三四	第一白洋丸託送発受	四三三
二一二	法によるホテル登録	四八〇	二八一	文化貢獻者を画題と	四七五	三〇〇	特殊通信日附印使用	四〇六	二一〇	船舶託送発受所の施	四〇九	二三五	所等設置	四三三
二一三	面の銀紙船の執行を	四八〇	二八二	禁止する件に改正	四七五	三〇一	定郵便局長と長とす	四〇六	二一一	船舶託送発受所の施	四〇九	二三六	●労働省	四三三
二一四	禁止する件に改正	四八〇	二八三	する入日郵便切手免	四七五	三〇二	郵便局でないものと	四〇六	二一二	船舶託送発受所の施	四〇九	二三八	●建設省	四三三
二一五	合東営業業者(松山合	四八〇	二八四	行	四七五	三〇三	とする件	四〇六	二一三	広島電報局広島電報	四〇九	二三九	●建設省	四三三
二一六	車株式会社)の営業	四八〇	二八五	郵便局において買上	四七五	三〇四	とする件	四〇六	二一四	局内国際電話話所	四〇九	二四〇	●建設省	四三三
二一七	所変更	四八〇	二八六	をする債券の種類等	四七五	三〇五	山崎郵便局等改称	四〇六	二一五	電報電話サービス	四〇九	二四一	●建設省	四三三
二一八	海上保安庁	四八〇	二八七	図案文字挿入通信日	四七五	三〇六	具検郵便局等改称	四〇六	二一六	カーにおいて電報の	四〇九	二四二	●建設省	四三三
二一九	執行	四八〇	二八八	日附印使用の件に追	四七五	三〇七	集配事務開始	四〇六	二一七	加において電報の	四〇九	二四三	●建設省	四三三
二二〇	海上保安庁の船舶の	四八〇	二八九	加	四七五	三〇八	外国郵便物の送達に	四〇六	二一八	に関する件に改正	四〇九	二四四	●建設省	四三三
二二一	番号及び標識に關す	四八〇	二九〇	見付郵便局	四七五	三〇九	昭和三十五年勤勞勸	四〇六	二一九	信を記念して特殊通	四〇九	二四五	●建設省	四三三
二二二	る告示に改正	四八〇	二九一	盛岡郵便局移転	四七五	三一〇	信日附印使用	四〇六	二二〇	表を記念して特殊通	四〇九	二四六	●建設省	四三三
二二三	水先人の免許	四八〇	二九二	盛岡郵便局移転	四七五	三一〇	ブルガリア国に居住	四〇六	二二一	する個人に於てて	四〇九	二四七	●建設省	四三三
二二四	標発物件等の引揚又	四八〇	二九三	大阪寄町郵便局等移	四七五	三一〇	する個人に於てて	四〇六	二二二	同国に郵送される郵	四〇九	二四八	●建設省	四三三
二二五	は解撤の手続等に關	四八〇	二九四	転、改称	四七五	三一〇	物を許される物品に	四〇六	二二三	を許される物品とし	四〇九	二四九	●建設省	四三三
二二六	する件	四八〇	二九五	図案文字挿入通信日	四七五	三一〇	いて	四〇六	二二四	●電氣通信省	四三三	二五〇	●建設省	四三三
二二七	海上保安庁の船舶の	四八〇	二九六	附印使用の件に追加	四七五	三一〇	設置	四〇六	二二五	岐阜電報局和田分室	四〇九	二五一	●建設省	四三三
二二八	番号及び標識に關す	四八〇	二九七	野子内分室設置	四七五	三一〇	第二切込八幡丸託送	四〇六	二二六	免受所等廃止	四〇九	二五二	●建設省	四三三
二二九	る告示に改正	四八〇	二九八	東本郷中央郵便局林	四七五	三一〇	設置	四〇六	二二七	大阪京橋郵便局等下	四〇九	二五三	●建設省	四三三
二三〇	改機、その傳船船の	四八〇	二九九	野子内分室設置	四七五	三一〇	電話託送発受開始	四〇六	二二八	電報託送発受開始	四〇九	二五四	●建設省	四三三
二三一	執行に關して必要な	四八〇	三〇〇	野子内分室設置	四七五	三一〇	船舶託送発受開始	四〇六	二二九	電報託送発受開始	四〇九	二五五	●建設省	四三三
二三二	事項	四八〇	三〇一	野子内分室設置	四七五	三一〇	電報託送発受開始	四〇六	二三〇	電報託送発受開始	四〇九	二五六	●建設省	四三三
二三三	(航三五) 航路標識の新設、	四八〇	三〇二	野子内分室設置	四七五	三一〇	電報託送発受開始	四〇六	二三一	電報託送発受開始	四〇九	二五七	●建設省	四三三
二三四	改機、その傳船船の	四八〇	三〇三	野子内分室設置	四七五	三一〇	電報託送発受開始	四〇六	二三二	電報託送発受開始	四〇九	二五八	●建設省	四三三
二三五	執行に關して必要な	四八〇	三〇四	野子内分室設置	四七五	三一〇	電報託送発受開始	四〇六	二三三	電報託送発受開始	四〇九	二五九	●建設省	四三三
二三六	事項	四八〇	三〇五	野子内分室設置	四七五	三一〇	電報託送発受開始	四〇六	二三四	電報託送発受開始	四〇九	二六〇	●建設省	四三三
二三七	(航三六) 同右	四八〇	三〇六	野子内分室設置	四七五	三一〇	電報託送発受開始	四〇六	二三五	電報託送発受開始	四〇九	二六一	●建設省	四三三
二三八	(航三七) 同右	四八〇	三〇七	野子内分室設置	四七五	三一〇	電報託送発受開始	四〇六	二三六	電報託送発受開始	四〇九	二六二	●建設省	四三三
二三九	(航三八) 同右	四八〇	三〇八	野子内分室設置	四七五	三一〇	電報託送発受開始	四〇六	二三七	電報託送発受開始	四〇九	二六三	●建設省	四三三
二四〇	(航三九) 同右	四八〇	三〇九	野子内分室設置	四七五	三一〇	電報託送発受開始	四〇六	二三八	電報託送発受開始	四〇九	二六四	●建設省	四三三
二四一	●郵政省	四八〇	三一〇	野子内分室設置	四七五	三一〇	電報託送発受開始	四〇六	二三九	電報託送発受開始	四〇九	二六五	●建設省	四三三
二四二	行郵便局保険分室	四八〇	三一一	野子内分室設置	四七五	三一〇	電報託送発受開始	四〇六	二四〇	電報託送発受開始	四〇九	二六六	●建設省	四三三
二四三	廃止	四八〇	三一二	野子内分室設置	四七五	三一〇	電報託送発受開始	四〇六	二四一	電報託送発受開始	四〇九	二六七	●建設省	四三三
二四四	中野郵便局野方分室	四八〇	三一三	野子内分室設置	四七五	三一〇	電報託送発受開始	四〇六	二四二	電報託送発受開始	四〇九	二六八	●建設省	四三三
二四五	設置	四八〇	三一四	野子内分室設置	四七五	三一〇	電報託送発受開始	四〇六	二四三	電報託送発受開始	四〇九	二六九	●建設省	四三三
二四六	図案文字挿入通信日	四八〇	三一五	野子内分室設置	四七五	三一〇	電報託送発受開始	四〇六	二四四	電報託送発受開始	四〇九	二七〇	●建設省	四三三
二四七	附印使用の件に追加	四八〇	三一六	野子内分室設置	四七五	三一〇	電報託送発受開始	四〇六	二四五	電報託送発受開始	四〇九	二七一	●建設省	四三三
二四八	空欄局を限定しない	四八〇	三一七	野子内分室設置	四七五	三一〇	電報託送発受開始	四〇六	二四六	電報託送発受開始	四〇九	二七二	●建設省	四三三
二四九	郵便切手	四八〇	三一八	野子内分室設置	四七五	三一〇	電報託送発受開始	四〇六	二四七	電報託送発受開始	四〇九	二七三	●建設省	四三三
二五〇	●建設省	四八〇	三一九	野子内分室設置	四七五	三一〇	電報託送発受開始	四〇六	二四八	電報託送発受開始	四〇九	二七四	●建設省	四三三
二五一	千波郡市計画区域	四八〇	三二〇	野子内分室設置	四七五	三一〇	電報託送発受開始	四〇六	二四九	電報託送発受開始	四〇九	二七五	●建設省	四三三
二五二	千波郡市計画区域	四八〇	三二一	野子内分室設置	四七五	三一〇	電報託送発受開始	四〇六	二五〇	電報託送発受開始	四〇九	二七六	●建設省	四三三
二五三	千波郡市計画区域	四八〇	三二二	野子内分室設置	四七五	三一〇	電報託送発受開始	四〇六	二五一	電報託送発受開始	四〇九	二七七	●建設省	四三三
二五四	千波郡市計画区域	四八〇	三二三	野子内分室設置	四七五	三一〇	電報託送発受開始	四〇六	二五二	電報託送発受開始	四〇九	二七八	●建設省	四三三
二五五	千波郡市計画区域	四八〇	三二四	野子内分室設置	四七五	三一〇	電報託送発受開始	四〇六	二五三	電報託送発受開始	四〇九	二七九	●建設省	四三三
二五六	千波郡市計画区域	四八〇	三二五	野子内分室設置	四七五	三一〇	電報託送発受開始	四〇六	二五四	電報託送発受開始	四〇九	二八〇	●建設省	四三三
二五七	千波郡市計画区域	四八〇	三二六	野子内分室設置	四七五	三一〇	電報託送発受開始	四〇六	二五五	電報託送発受開始	四〇九	二八一	●建設省	四三三
二五八	千波郡市計画区域	四八〇	三二七	野子内分室設置	四七五	三一〇	電報託送発受開始	四〇六	二五六	電報託送発受開始	四〇九	二八二	●建設省	四三三
二五九	千波郡市計画区域	四八〇	三二八	野子内分室設置	四七五	三一〇	電報託送発受開始	四〇六	二五七	電報託送発受開始	四〇九	二八三	●建設省	四三三
二六〇	千波郡市計画区域	四八〇	三二九	野子内分室設置	四七五	三一〇	電報託送発受開始	四〇六	二五八	電報託送発受開始	四〇九	二八四	●建設省	四三三
二六一	千波郡市計画区域	四八〇	三三〇	野子内分室設置	四七五	三一〇	電報託送発受開始	四〇六	二五九	電報託送発受開始	四〇九	二八五	●建設省	四三三
二六二	千波郡市計画区域	四八〇	三三一	野子内分室設置	四七五	三一〇	電報託送発受開始	四〇六	二六〇	電報託送発受開始	四〇九	二八六	●建設省	四三三
二六三	千波郡市計画区域	四八〇	三三二	野子内分室設置	四七五	三一〇	電報託送発受開始	四〇六	二六一	電報託送発受開始	四〇九	二八七	●建設省	四三三
二六四	千波郡市計画区域	四八〇	三三三	野子内分室設置	四七五	三一〇	電報託送発受開始	四〇六	二六二	電報託送発受開始	四〇九	二八八	●建設省	四三三
二六五	千波郡市計画区域	四八〇	三三四	野子内分室設置	四七五	三一〇	電報託送発受開始	四〇六	二六三	電報託送発受開始	四〇九	二八九	●建設省	四三三
二六六	千波郡市計画区域	四八〇	三三五	野子内分室設置	四七五	三一〇	電報託送発受開始	四〇六	二六四	電報託送発受開始	四〇九	二九〇	●建設省	四三三
二六七	千波郡市計画区域	四八〇	三三六	野子内分室設置	四七五	三一〇	電報託送発受開始	四〇六	二六五	電報託送発受開始	四〇九	二九一	●建設省	四三三
二六八	千波郡市計画区域	四八〇	三三七	野子内分室設置	四七五	三一〇	電報託送発受開始	四〇六	二六六	電報託送発受開始	四〇九	二九二	●建設省	四三三
二六九	千波郡市計画区域	四八〇	三三八	野子内分室設置	四七五	三一〇	電報託送発受開始	四〇六	二六七	電報託送発受開始	四〇九	二九三	●建設省	四三三
二七〇	千波郡市計画区域	四八〇	三三九	野子内分室設置	四七五	三一〇	電報託送発受開始	四〇六	二六八	電報託送発受開始	四〇九	二九四	●建設省	四三三
二七一	千波郡市計画区域	四八〇	三四〇	野子内分室設置	四七五	三一〇	電報託送発受開始	四〇六	二六九	電報託送発受開始	四〇九	二九五	●建設省	四三三
二七二	千波郡市計画区域	四八〇	三四一	野子内分室設置	四七五	三一〇	電報託送発受開始	四〇六	二七〇	電報託送発受開始	四〇九	二九六	●建設省	四三三
二七三	千波郡市計画区域	四八〇	三四二	野子内分室設置	四七五	三一〇	電報託送発受開始	四〇六	二七一	電報託送発受開始	四〇九	二九七	●建設省	四三三
二七四	千波郡市計画区域	四八〇	三四三	野子内分室設置	四七五	三一〇	電報託送発受開始	四〇六	二七二	電報託送発受開始	四〇九	二九八	●建設省	四三三
二七五	千波郡市計画区域	四八〇	三四四	野子内分室設置	四七五	三一〇	電報託送発受開始	四〇六	二七三	電報託送発受開始	四〇九	二九九	●建設省	四三三
二七六	千波郡市計画区域	四八〇	三四五	野子内分室設置	四七五	三一〇	電報託送発受開始	四〇六	二七四	電報託送発受開始	四〇九	三〇〇	●建設省	四三三
二七七	千波郡市計画区域	四八〇	三四六	野子内分室設置	四七五	三一〇	電報託送発受開始	四〇六	二七五	電報託送発受開始	四〇九	三〇一	●建設省	四三三
二七八	千波郡市計画区域	四八〇	三四七	野子内分室設置	四七五	三一〇	電報託送発受開始	四〇六	二七六	電報託送発受開始	四〇九	三〇二	●建設省	四三三
二七九	千波郡市計画区域	四八〇	三四八	野子内分室設置	四七五	三一〇	電報託送発受開始	四〇六	二七七	電報託送発受開始	四〇九	三〇三	●建設省	四三三
二八〇	千波郡市計画区域	四八〇	三四九	野子内分室設置	四七五	三一〇	電報託送発受開始	四〇六	二七八	電報託送発受開始	四〇九	三〇四	●建設省	四三三
二八一	千波郡市計画区域	四八〇	三五十	野子内分室設置	四七五	三一〇	電報託送発受開始	四〇六	二七九	電報託送発受開始	四〇九	三〇五	●建設省	四三三
二八二	千波郡市計画区域	四八〇	三五一	野子内分室設置	四七五	三一〇	電報託送発受開始	四〇六	二八〇	電報託送発受開始	四〇九	三〇六	●建設省	四三三
二八三	千波郡市計画区域	四八〇	三五二	野子内分室設置	四七五	三一〇	電報託送発受開始	四〇六	二八一	電報託送発受開始	四〇九	三〇七	●建設省	四三三
二八四	千波郡市計画区域	四八〇	三五三	野子内分室設置	四七五	三一〇	電報託送発受開始	四〇六	二八二	電報託送発受開始	四〇九	三〇八	●建設省	四三三
二八五	千波郡市計画区域	四八〇	三五四	野子内分室設置	四七五	三一〇	電報託送発受開始	四〇六	二八三	電報託送発受開始	四〇九	三〇九	●建設省	四三三
二八六	千波郡市計画区域	四八〇	三五五	野子内分室設置	四七五	三一〇	電報託送発受開始	四〇六	二八四	電報託送発受開始	四〇九	三一〇	●建設省	四三三
二八七	千波郡市計画区域	四八〇	三五六	野子内分室設置	四七五	三一〇	電報託送発受開始	四〇六	二八					

